

古代における大宰府周辺の官道について

日 野 尚 志

一 はじめに

『令義解』卷八厩牧令条に「凡諸道置_ニ駅馬_ニ大路_謂。山陽道。其大宰廿疋。中路_謂。東海東山道。其十疋。小路五疋。」とあり、大宰府と京とを結ぶ西海道の官道の一部が大路とされ、それ以外の大宰府から八国三嶋(じ)(八二四年以後は八国二嶋)の国府に通じる官道はさして重要でないために小路としたのであろう。このことは『肥前国風土記』に「駅考拾捌所小路」、「豊後国風土記」に「駅玖所並小路」、さらに『延喜式』卷二八諸国駅伝条に、大宰府から京に通じる途中の駅と駅馬十疋の肥前国基肄、豊後国小野の二駅を除く八五駅がすべて駅馬五疋となっていることから理解されるのである。

しかしながら、一方では『延喜式』に記載されない駅として、『万葉集』卷四の五四八・五六七に蘆城駅、『延喜式』に記載されている肥前国の駅は十五で、『肥前国風土記』の十八駅と比較して三駅の減少がみられるのである。さらに『類聚三代格』卷十八駅伝事大同二年十月廿五日条の太政官符に「(前略)右檢_ニ案内。太政官今月廿日下_ニ彼省_ニ符

稱。大宰府稱筑前国九駅。豊前国二駅。惣十一箇駅。是從_レ府下_レ向_レ京之大路。元來駅別置_二馬廿疋_一。而今貢上雜物減省過_レ半。遙送之勞。少_ニ於旧日。人馬徒多。乘用有_レ余。望請。駅別減_二五疋_一。以_二十五疋_一為_レ定者。(後略)とあり、大宰府から京に向う大路に筑前国は九駅、豊前国は二駅であったが、『延喜式』に記載された駅で大路には豊前国は二駅_二、筑前国は七駅_一しか考えられないために、その後、筑前国では二駅減少していることがわかる。そのほかでは筑前国嘉麻郡に「駅家村」(4)の史料があり、限られた史料から西海道にも時代によって駅家の廃止(5)、新設(6)、これに伴う官道の交遷が考えられるのであるが、ここでは『延喜式』記載の駅伝制を中心にして、大宰府周辺の官道について考察を進めたい。大胆な推測も多いと思われ、大方の御叱正を願う次第である。

二 大宰府から博多湾周辺に通じる官道について

『延喜式』記載の駅名の残る遺称地から考えて、大宰府から博多湾周辺に通じる官道として二つのルートが考えられるのである。そこで、大宰府から博多湾周辺に至る地形図に律令時代の郡域を入れ、条里の復原(7)される地域は条里の里界線を記入してみると、『和名類聚抄』によれば筑前国で唯一の小郡であった席田郡域(8)が南北に細長く、しかも那珂郡との郡界が条里の里界線による人為的な郡境で、さらに粕屋、御笠二郡との郡界も条里の区画線、河川による郡境に注目したい。

条里地割の施行された地域では官道が可能な限り条里区画線に沿って通じていたと考えられる(9)が、必ずしも条里の里界線に沿っていたとは限らないようである(10)。第一図からもわかるように、博多湾周辺から条里の里界線を通って水城に至るのはg-r間のみであるが、このg-rに沿う里界線が席田・那珂郡境になっている。しかも少な

い条里関係の文書⁽¹⁾から、那珂郡と席田郡の条里の坪並が同一であるにもかかわらず、この里界線をそれぞれの条と里の起点にしていたと考えられ⁽²⁾、坪並と条と里の数え進み方が原則に一致しないのである。さらに博多から二日市に至る旧道がこのg-rを結ぶルートからそれ程離れていないことから、g-r間が古代の官道で、旧道は古代の官道をほぼ踏襲していたのではないかと想定されるのである。

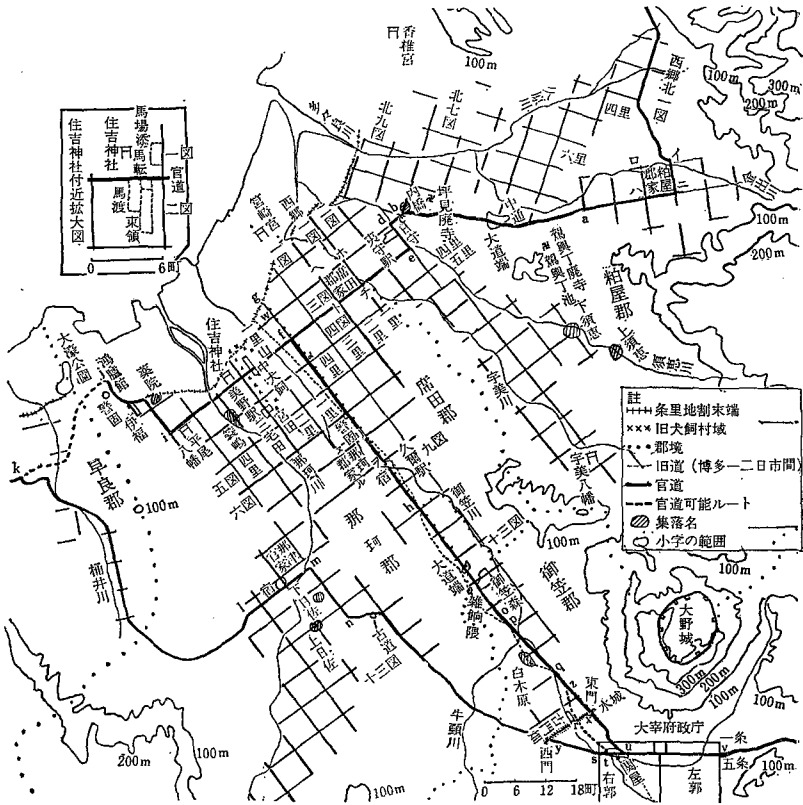
ところが『石城志』⁽³⁾の「博多古図並新図」のなかに比恵川⁽⁴⁾（現在の御笠川）の左岸に「府大道」と呼ばれる道路が描かれていて、この「府大道」は古代の名称を継承していたものと思われるが、府大道条の説明文には「府大道は、今の辻堂口より東、見渡関を出て、大宰府へ通ふ大道なり」とあり、見渡関の位置が地図には比恵川の右岸にあつて地図と説明文とは相違するのである。この地図のなかにしるされた村名が現在でも大字名として残るのであるが、その位置が非常に不正確であること、「府大道」の説明文を重視すれば、「府大道」は比恵川の右岸にあつたとみるべきであろう。地図の縮尺・方位には問題があるが、「府大道」が見渡関の位置から南に延びていたとすれば、現在の地形図と比較してg-r間の里界線に近いとみなしうるのである。

このg-r間を大路としてg点から南下して行くと、リーヌル⁽⁵⁾に那珂郡家⁽⁶⁾が想定され、仲嶋の小字「大道端」が大路に沿うのである。さらに一番注目されるのは席田、那珂、御笠の三郡境に近く位置する御笠森（山田の小字に「御笠森」があり、地積は六町弱）が官道に沿うことであろう。この御笠森は『万葉集』巻四の五六一に「不念平思常云者 大野有 三笠社之 神思知三」とあり、その内容から御笠郡大野郷に属していたことがわかるが、奈良時代の初期にはかなり大きな森ではなかったと推測される。そして、その起源は『日本書紀』神功皇后撰政前紀（仲哀天皇九年三月戊子）条にしるされた「皇后欲擊熊鷹而自櫃日宮遷于松峽宮。時颯風忽起。御笠墮風。故時人号其処曰

御笠也。」に由来するのかもしれない。いずれにしても郡名を負う森の名称であることから、近くに郡家が設けられ、森の北端は席田郡境に達していた可能性も憶測されるのである。あるいは官道に沿っていたことから、大宰府の設けられた御笠郡域の北端を示す目標として通行する人達に遠方からでもわかるように知らせたのかもしれない。御笠森の西二町のところに小字「雑餉隈」があり、この名称は大宰府の雑務を司る雑掌がいたことに由来するのである。「雑餉隈」の南は筒井であるが、この付近から南北の条里地割が不明瞭になるのである。筒井から官道が条里の里界線に沿ってo点からr点に通じていたとすれば、水城を縦断する御笠川の右岸に達するのである。

水城は『日本書紀』天智天皇三年条に「是歲。於_二対馬嶋。壹岐嶋筑紫國等。置_二防与烽。又於_二筑紫築_三大堤_一貯水。名曰_二水城。」とあり、六六四年に完成したのであるが、東門と西門があったことが発掘・遺跡等によって確認₍₈₎されている。東門が第一図からもわかるように、水城に達した条里の里界線から三町東にずれていることから、里界線に沿う官道のいずれかの地点から東門に達したものと解される。今仮りに東門のx点からo点に通じるルートを想定してみると、東門から北に出た旧道がq点から御笠川を渡り、西に彎曲して白木原を経て、牛頸川と御笠川の合流地点付近のp点に至り、再び西に彎曲してh点に、h点から東に彎曲してr点に達するのであるが、このように旧道がかつての官道を中心にして、東西に彎曲したのは近世街道集落の遠見遮断の作為によるものと推測される。従って、南北の条里地割の不明瞭になるo点からp—q—xを結ぶルートが条里の里界線に沿わない官道であったと判断されるのである。

大宰府の政庁から水城に通じる官道は政庁の前面を東西に走る道路を通り、坂本・通古賀の小字「関屋」から水城の東門と西門に至るルートが別れていたのであろう。その理由は旧道がu点から別れて東門に達するのである。この



第1図 大宰府から博多湾周辺への官道

旧道の東二〇ないし五〇メートルの所に官道跡と想定される道路が空中写真・現地調査によって確認できるのであるが、条里地割の方位とは関係がなく、傾斜交換線に沿って水城に向けて最短コースをとろうとしている。さらにt点から西門(y点)に至る道路(16)も条里地割の方位を無視してほぼ直線に最短コースをとっていることから、西門を経て壱岐・対馬に通じる官道であったと推測されるのである。ところが、このu-sを結ぶルートのt点から水城の切れ目にあたるr点に通じる道路があり、条里地割の方位を無視し

てほぼ直線で達するのである。この道路は東門に達するより短いルートであるが、官道であったか否かは明らかでない。しかし、水城の切れ目の右岸を小字では「古門畑」と称するのもこの切れ目を通じる道路に対して、東門・西門と同じように門があったことに由来するのではないだろうか。この地点が前述したg—rの条里の里界線に沿った場合のルートに接することにも注目したい。この切れ目の地点から北に出てo点に通じるルートの可能性も十分考えられるのであるが、水城を出た北側の御笠川付近の条里が不明瞭で官道の跡を追跡することが困難であるが、少くともr点からz点に通じるルートは考えても良さそうである。

水城が条里の里界線に沿っていないこと(17)にも注目しなければならないが、この切れ目からg—rと同じ方位で水城以南に及ぼすと、大宰府の政庁の前面を西に至る道路と右郭の西端との交点付近に来ることに留意したい。このことは大宰府の都城計画が先行する条里地割を利用し、その際官道もg点からr点に達する里界線を利用し、さらに水城以南にも直線で施行し、右郭五条の西端に通じるペーパープランがあったが、実際には水城の重要性を考慮して、東門と西門を山麓に設け、二つの門からu点で官道が合流するようにして、水城以南では条里の方位を無視したものとと思われる。しかし、水城の切れ目には御笠川の水運もあったことから、この水上交通を監視する必要が生じるために、t点からr点を経てz点に至る官道の協道的なものがあったとみて良いだろう。『平家物語』巻第八大宰府落条に「大臣殿以下の卿相・雲客は、指貫のそばを高く挟み、水城の戸を出でて、歩既にて我先に我先にと急ぎ」とあり、この文中にある「水城の戸」とは切れ目の部分をいうのではないだろうか。『八幡愚童訓』に「水木の城と申は前は深田にて路一つあり、後は原野広く続きて水木多く豊なり云々」とあり、文中に「深田」としてされていることから、東門よりは切れ目の部分の状態を指しているものと思われる。東門からo点に通じる里界線に沿わない官道

も水城以南と同じように、大宰府の都城計画の一端として計画的に施行されたというべきであろう。

ところで、東門・西門へ通じる官道が分岐する「関屋」には律令時代に関が設けられていたことは地名、その位置から考えて確かであろう。西海道に関割が設けられていたことは『類聚国史』巻八〇政理二解由 延暦廿一年十一月庚申条に「大宰府言。関割之設。本絶奸偽。解由之事。為全官物。而或国司未解由私竊逃帰。欠負未納無由勤当。若有此輩。到京之日。殊置刑科者。許之」とあることから明らかである。

文明十二年九月、宗祇法師の著わした『筑紫道記』に「刈萱の関にかかる程に、関守立ち出でて、坊が行末を怪しげに見るもおそろし。数ならぬ身をいかにも事とはじいかなる名をか刈萱の関」細川藤孝（幽斎）の著わした『九州道の記』に「ここかしこ見めぐりて、帰りける道に、刈萱の関のありとて教へけるに。今度の陣衆名のらせてかへさるる事あるよしを伝へ聞きて名のらせてやうやう通す陣かえり兵糧米やかるかやの関」とあり、二つの文中にてくる刈萱関跡は現在でも「関屋」にある。おそらく律令時代に設けられた関が継承されたものに間違いはないだろう。

水城の西門から北のルートは上大利から春日にかけて条里地割が検出されず、ルートの想定が困難であるが、須玖の小字にある「古道」が明治三七年発行の五万分の一の地形図上に、上大利、春日を経て須玖に至る道路に沿うことから、y点からn点に達する道路が古代の官道を踏襲し、須玖付近からはn—m間の条里の里界線に沿い、m点から石瀬駅に通じていたものと憶測したい。石瀬駅は『日本書紀』齐明天皇七年三月丙申朔庚申条にある「御船還至娜大津。居于磐瀬宮。天皇改此名曰長津。」の磐瀬宮と関係があり、磐瀬宮が那津官家の近くに設けられていたと考えられることから、現在の三宅付近に想定するのは無理がなく、石瀬宮の由来が那珂川に沿うことから生じたとするれば、和田の小字「宿」が三宅の南に位置し、しかも那珂川の左岸近くにあつて石瀬の由来にも合致しているといえそうである。

石瀨駅からは条里の区画線に沿って1点に達し、ここから低い丘陵を越えて早良郡に入って樋井川沿いの条里の里界線に沿ってk点に出て、再び低い丘陵を越えて茶山付近から条里の区画線に沿って額田駅家に至ったのであろう。このルートはk点から鴻臚館に通じる官道も十分考えられるのである。

次にg—xを結びずれかのルートから東に派生する官道を考えなければならないが、夷守駅⁽¹⁸⁾が粕屋郡粕屋町大字阿恵の小字「日守」に比定されることから、w点付近からd点付近に通じるルートが想定される。ところが「日守」に接する須恵川の下流域では右岸の条里地割が左岸の水城から続く同一の条里地割とは全く異なっていることに注目したい。その須恵川の右岸に内橋があり、内橋が橋の種類であった「打橋」⁽¹⁹⁾からその名称が生じたものと推測されるが、須恵川の左岸と右岸の条里の里界線がスムーズに結合するのも内橋であることを考慮すれば、内橋を通るルートが想定されるのである。この場合「日守」の位置から考えて内橋からd点を経てe点からf点に通じるルートが妥当のようである。内橋の近くには奈良時代の創建と推測される坪見廃寺があるが、内橋からの東は長者原に「中通、大道端、加興丁⁽²⁰⁾」の注目すべき小字名が検出されることから、内橋のb点から長者原の低い丘陵を通じて金出川流域に出て、条里の里界線であるa—n—hを経て、再び低い丘陵を越えて久原川上流域に出て、次の席打駅に至ったのであろう。このルートを考えてのはイローハ—ニに粕屋郡家⁽²¹⁾が想定されるからである。なお、b点から条里の里界線を北上して香椎廟⁽²²⁾に向う官道に準ずるルートも想定するのも無理がないと考えたい。

また、このg—xのいずれかの地点から鴻臚館に通じる官道が派生していたことが、『三代実録』貞観十一年十二月辛亥条に「是日。瀆守奏言。所_下以置_三選士設_三甲冑者。本為_下備_三警急_三護_三不虞_上也。謹檢。博多是隣國輻輳之津。警固武衛之要。而墩与_三鴻臚_三相去_二駅。若兵出_三不意_一倉卒難_レ備。請移_三置統領_一一人。選士卅人。甲冑卅具於鴻臚。又謹檢。承前選士百人。毎月

番上。今以尋常之員。備不意之禦。恐機急之事。実難支濟。請例番之外。更加他番。統領二人。選士百人。詔並從之。」とあることから明らかである。この文中で特に注目したいのは大宰府から鴻臚館に通じる官道に沿って二駅が存在していたことから、この二駅とは『延喜式』に記載された久爾、美野二駅であろう。久爾駅はg点からh点に至る官道に沿う席田郡の大国郷に位置していたことは確実で、その位置は板付の小字「宿」の東端付近ではなかったかと推測したい。この位置は御笠川が官道を横切る地点で、河川交通と陸上交通の交叉する要衝地⁽²³⁾にあたることから妥当と思われる。この場合、那珂那家が近くに位置していることにも注目すべきであろう。

美野駅は『万葉集』巻五の八一四に「阿米都知能 等母余比佐斯久 伊比都夏等 許能久斯美多麻 志可志家良斯母 右事伝言 那珂那伊知郷 美野嶋人建部牛磨是也」とある。美野と関係があり、現在も地名として残る美野(大字・小字名でもない)に比定されることは確実である。この美野が奈良時代の初期に伊知郷に属していたのであるが、『和名類聚抄』には記載されず、郷域の変遷によってのちに海部郷に属したと推測されるが、美野の位置から考えてa点から西に派生するのが最適のようである。しかし、f点から東に派生する京への大路を考慮すれば、f点から西に派生して鴻臚館に通じる官道を考えるのが妥当であろう。このルートは犬飼の中心地であったと推測される小字「中犬飼」を通り、筑前国の一ノ宮である住吉神社⁽²⁴⁾の南付近に達するのであるが、春吉の小字に「馬転、馬場添、馬渡」があり、しかも美野にも近いことから、これらの小字名のいずれかの地点に美野駅⁽²⁵⁾を想定するのが最適のようである。さらに条里の里界線を通って西に行くと、平尾八幡宮の北に出てi点に達するのである。このf—iを結ぶルートは『石城志』の地図のなかで、東西に走る道路は美野村の北から平尾村の容見天神(平尾八幡宮)の北を通る道路しか描かれていないのであるが、この道路とf—iのルートがほぼ一致すると判断されることから、「府大道」と同様に

古代の官道を踏襲していたと推測したい。i点からは薬院、警固を経て鴻臚館（j点）に達したのであろう。薬院は施薬院から生じた名称と考えられ、薬院の小字「伊福」が条里地割の末端近くにあつて、伊福部が居住していたことは間違いないだろう。警固は『三代実録』貞観十一年六月辛丑条に「大宰府言。去月廿二日夜。新羅海賊。乗艦二艘。来博多津。掠奪豊前国年貢絹綿。即時逃竄。発兵追。遂に獲賊」とあり、新羅の海賊が豊前国の綿を京に運ぶ官船を襲ったことが朝廷・大宰府にとって重大な出来事であつたので、統領一人、選士四〇人、甲冑四〇具を鴻臚館に移す許可がでているが、『類聚三代格』卷十八夷俘并外蕃人事 寛平七年三月十三日条の太政官符に「応に置博多警固所夷俘五十人事 右得大宰府解称。少武従五位上清原真人令望驥称。檢案内。太政官去貞観十一年十二月五日符称。夷俘五十人為一番。且宛機急之備者。而今新羅凶賊屢侵边境。赴征之兵勇士猶乏。件夷俘徒在諸国不随公役。繁息経年。其数巨多。（後略）」とあり、博多警固所に夷俘五〇人を加え置いたことから、貞観十一年末から十二年にかけて鴻臚館の近くに警固所が設けられ、その名称に由来していることは確実である。その具体的な位置は明らかでないが、警固の小字「警固」付近ではなかつたかと想定されるのである。

なお、春吉の小字に「三宅田、官田」があり、旧大飼村に接するのであるが、大飼部と屯倉との関係が深いこと²⁶を考慮すれば、宣化天皇元年に設けられた那津官家²⁷に水田が付属していたのであろう。『和名類聚抄』に記載された那珂郡海部郷が簗島を含む那珂川、御笠川の下流域に比定されることから、海大養連が大飼部を統率して官家の水田経営にあたっていたと考えられるのである。六世紀初頭における海岸線が条里地割の末端付近であつたとすれば、第一図のように旧大飼村の北は海岸であつた可能性が強く、那津官家の外港として海陸の要衝地にあたる那珂川河口付近から旧大飼村にかけて朝廷が大飼部を配置したのであろう。その後、律令時代になって駅伝制が設置されるよう

になると、門号氏族の居住する地域に官道を通して非常の際に備えさせたのであろう。f—i—鴻臚館を結ぶルートに沿って少くとも大飼部、建部、伊福部の門号氏族の居住が確められたり、あるいは確実であることに注目したい。

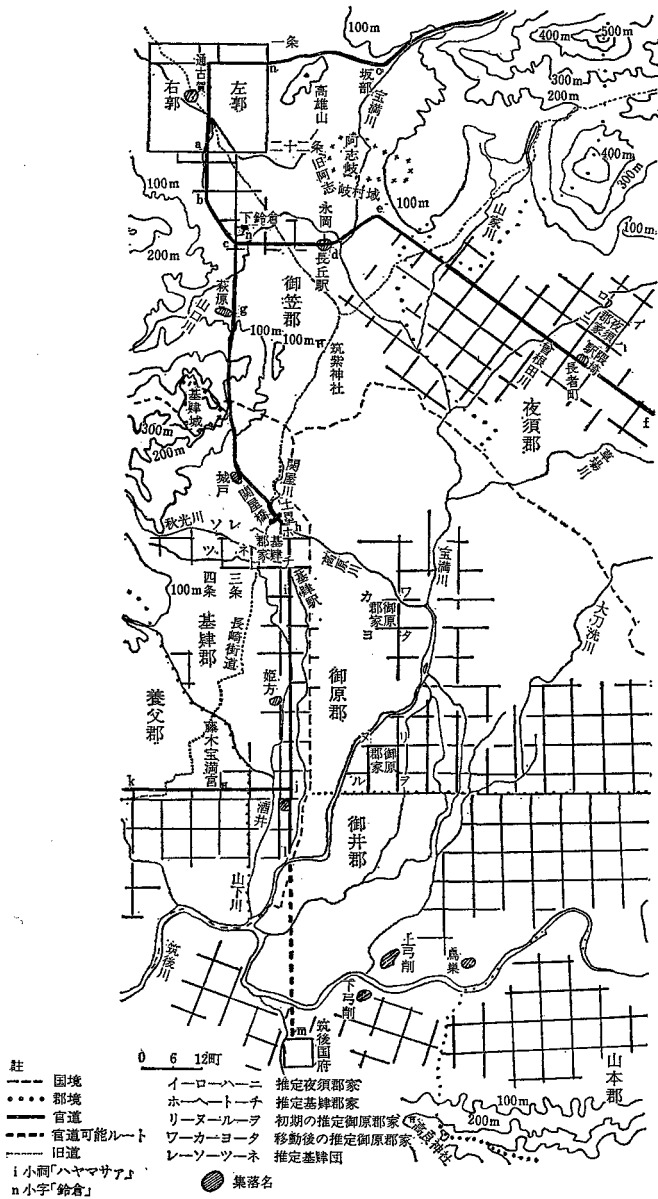
三、大宰府から肥前、筑後、豊前、豊後四国に通じる官道について

大宰府から穂浪、嘉麻二郡を経て豊前国に至るには蘆城駅の遺称を残す阿志岐の位置から考えて、政庁から朱雀路を経て左郭の東南端にあたる二二条から蘆城駅に出て米ノ山峠を越えるルートが律令時代における初期のルートではなかったかと推測される。しかし、『延喜式』に蘆城駅が記載されないことから、ルートが変更になって、おそらく政庁の南を東西に走る五条から左郭外に出て高雄山の北から米ノ山峠を越えるようになったのであろう。

大宰府から夜須、上座、下座の三郡を経て豊後国に至るルートは最初の駅家が長丘駅で、その遺称を残す永岡の位置から考えて、第二図のように政庁から朱雀路に出て、a点から条里の区画線に沿ってb点に達したのであろう。この場合、多くのルートが考えられるのであるが、a点から南下し条里地割の消滅するb点から低い丘陵を越えてc点に通じる道路があり、しかもc点が条里の里界線⁽²⁸⁾と推測されること、c点から条里の区画線に沿って東進すると永岡に至るのである。しかもこのルートがa点からd点への最短コースであることを考慮すれば、a—b—c—dのルートが古代の官道であったと想定される。永岡から東は宝満川を渡って御笠郡と夜須郡に連続する条里の里界線に沿って次の隈崎駅⁽²⁹⁾に通じていたと考えられるのである。

大宰府から筑後国を経てさらに南に通じる国々の各駅と、肥前国内に通じる各駅の駅馬がすべて五疋であるのに対して、基肄駅が十疋であるのは大宰府から基肄駅までは肥前、筑後二国に至るルートが同一であったことを物語る

うである。大宰府から基肄駅に通じるルートは『万葉集』巻四の五七六に「従今者 城山道者 不楽牟 吾将通常 念之 物乎」とあり、筑後守葛井連大成が大宰府から城山を越えて筑後国府に通じる官道の状況を歌ったのであるが、その官道はc点までは豊後国に通じるルートと同じで、そこから条里の里界線に沿って南下し、萩原から基肄城の東端近



第2図 大宰府から南・東・南東への官道

くを通つて城戸に出て関屋川沿いに基山口に達するルートが考えられるのである。このルートは原田を経る旧道より遠道のようにであるが、貝原益軒の『続筑前風土記』巻九御笠郡下の城山条に「萩原より城の山の東を越えて、肥前国基肆郡にゆく道あり。馬往来自由なり。むかしは肥前筑後より此城の山道をとこえて、太宰府の方に行く由いへり。今の原田道より近し。肥前筑後の人は、所により今も此道を通る。近ければなり。肥前の方のふもとに城山口とて小なる町あり」とあり、旧道よりも近道であったことを考慮したい。なお、c点に近い立明寺の小字に「鈴倉、下鈴倉」の小字名がある。『類聚三代格』巻三健児事 延暦十一年六月十四日条の太政官符に「応差健児一事（中略）以前被_レ右大臣宣称奉_レ勅。今諸国兵士。除_レ要地_二之外。皆從_レ停廢。其兵庫鈴藏及国府等類。宜差健児。以_レ宛_レ守衛_上。（後略）」とある鈴藏と関係があったとは思われないが、この場合の「鈴倉、下鈴倉」は大宰府都城の南の入口に近く、しかも官道の分岐点に近いことから、何らかの軍事的な施設があったとみるべきであろう。

『新日本紀』巻五に「(前略)公望奏。筑後国風土記云。筑後国者。本与筑前国合為二国。昔此两国之間。山有峻狭坂。往来之人所_レ駕鞍轡被_レ摩尽。土人曰_二鞍轡尽之坂_三云。昔此界上有_二鹿猛神_一。往来之人半生半死。其数極多。因曰_二人命尽神_一。于時筑紫君等之祖甕依姬為_レ祝祭之。自_レ余以降。行路之人不被_レ神害。是以曰_二筑紫神_一。（後略）」とあり、式内社の筑紫神社(30)の近くを通る古道がかなり早くから存在したのである。しかし、律令時代における駅伝制が設置された時には基肆城が大宰府の南の要衝地であったことから、基肆城の東端を通るルートが採用されたのであろう。このルートは最高地点二二〇メートルを越えるのであるが、比較的直線状に山を越えていることにも注目したい。しかし、このルートも駅伝制が廃止されてからは主として原田経由になったのであろう。

基山口には水城類似の土塁(31)があり、この築堤の目的は土塁の北向から考えて直接には基肆郡広くは肥前国の守

りを目的³²)としているが、そのすぐ横に関屋橋があることに留意したい。この橋は高原川の上流の関屋川にかかる橋であるが、大宰府の関屋とまったく同一の名称であること、大宰府、基肄城にも近く、軍事的構築の土堤があることを考慮すれば、律令時代に関が設けられていたことに由来することは確かであろう。この関屋橋、土堤に接するよう³³)に基肄郡家がイーローハーニに、さらに少し離れて基肄団³⁴)がレーソーツーネに、それぞれ想定されるのである。

基山口から以南の官道は長野の小字「花町」の一部に俗称「ハヤマサア（i点）」と称する小洞があり、この位置が旧道と離れていること、想定³⁵)の基肄郡家にも近いことから、律令時代における「駅馬」が転訛したものと考えられ、ここに基肄駅を想定するのも無理がないだろう。この「ハヤマサア」を通る条里の区画線（肥前・筑後国境より四町西）に沿って南北に通じる官道を想定してみると、第二図のように北は基肄郡家の東端を通過してh点から土堤に出る関屋橋に通じ、南は南北に細長い基肄郡域を通過して南下すると筑後国府に突き当ることから妥当なルートであると考えられる。ただしl点からm点にかけては条里地割が検出されないが、直線で筑後国府に通じていたものと憶測したい。

ところで、この想定したルートに沿って姫方が位置するのであるが、『肥前国風土記』基肄郡姫社郷条に「此郷之中有川。名曰山道川。其源出郡北山。南流而会御井大川。昔者。此川之西有荒神。行路之人多被殺害。」（後略）とあり、山道川（現在の秋光川か山下川のいずれかであろう）の辺りにかなり早くから古道が存在していたことを暗示するようである。そして、その古道が律令時代の駅伝制設置の時には踏襲された可能性も十分考えられるのである。

肥前国府に通じる官道はh点からl点に至るいずれかの地点から西に派生していたことは確かであるが、鳥栖市藤

木の宝満宮の祭典に裸祭があり、昔は「早馬が出た」と言つて竹の枝をくつつけたものを投げ出したという話³⁵があるが、この藤木の宝満宮も旧道より離れていることを考慮すれば、律令時代の官道がこの宝満宮に沿つて通じていたことから生じたものと憶測したい。

宝満宮の南を通る条里の区画線に沿つて東西に通じる官道を想定してみると、東は酒井で筑後国府に通じる官道と合流するのであるが、この酒井は『肥前国風土記』基肄郡条に記載された「酒殿泉」に關係がある古い集落と考えられるのである。宝満宮より西はk点付近から丘陵を越えて佐賀平野を東西に走る官道³⁶に通じるのである。

最後に注目すべきことについて触れておきたい。前述したように貞観十一年末から十二年にかけて鴻臚館の近くに博多警固所が設置されたのであるが、官道の要衝地にはそれ以前から警固を設けていたのではないかと推測されるのである。例えば、那珂郡家域に近い官道に沿つて那珂の小字「警固」があり、さらに早良郡家域に近い橋本に小字「警固」があることから確実ではないだろうか。この場合の警固は官道を検閲するために関割に類する役割をはたしていたのであろう。警固を戒める史料が大宰府管内にも多いが、その初まりは『続日本紀』宝龜十一年七月丁丑条に「勅。安不_レ忘_レ危。古今通典。宜_レ仰_レ縁海諸国。勅令_レ警固_ト。其因幡。伯耆。出雲。石見。安芸。周防。長門等國。一依_レ天平四年節度使從三位多治比真人_レ守等時式。勅以_レ警固_ヲ爲_レ。又大宰_レ宜_レ依_レ同年節度使從三位藤原朝臣_レ宇合時式_ト」とある天平四年かもしれない。『三代実録』天安二年八月乙卯条に「令_レ山城国司_レ警_レ護_レ宇治。与_レ度。山崎等道_ト。以_レ東南西三方通路之衝要_ト也」とあり、平安京に通じる官道の要衝地で警護をさせたものもあるいは官道に沿う郡家、駅家などの要衝地か、その近くではなかったかと思われる。

なお、春吉の小字「東領」が天長三年に軍団の廃止³⁷された以後に設けられた統領に由来しているとするれば、美

野駅付近で選士を率いて不慮に備えていたとも考えられるのである。また、大宰府の外港であった博多大津のある那珂郡に天長三年まで那珂団が存在していたことは確実と思われるが、その位置はこの美野駅付近であった可能性もある。

付記

この小稿を昭和四八年三月広島大学を停年退官された米倉二郎名誉教授（現在、広島修道大学教授）への献呈論文とした。学生時代以来、今日までご指導を仰ぎながらこのような内容の乏しい結果に終り、誠に心苦しい。

註

- (1) 筑前国府は大宰府政庁に近い通古賀付近に比定される。
- (2) 社埼、到津の二駅。
- (3) 独見、夜久、嶋門、津日、席打、夷守、久爾の七駅であるが、駅間の距離は津日・席打間が二六キロメートル前後で最大で、概して十五キロメートル前後が多い。しかし、大宰府に近い夷守・久爾間が約七、二キロメートル、久爾・大宰府間が約九キロメートルと短いことから、大宰府周辺における駅の重要性が理解される。
- (4) 『長崎県史』史料編第一 七五七頁、『大日本史料』第六編之八 六三〇—六三一頁 なお、後者の史料から駅家村は現在の嘉穂郡嘉穂町牛隈に比定されそうである。
- (5) 例えば、『肥前国風土記』神埼郡条に「郷玖所^{里廿}駅壹所（後略）」とあり、その駅は延喜五年十月一日条の『観世音寺資財帳（平安遺文）』第一卷一九四）に「(前略) 神埼郡七条駅家里八壺田一町^ノ（後略）」とある駅家里に駅が設けられていたのであろう。しかし、『延喜式』の駅名で神埼郡に比定されるものはなく、のちに廃止されたのであろう。
- (6) 『日本後紀』延暦廿三年三月庚子条に大宰府言。大隅国桑原郡蒲生駅与^三薩摩国薩摩郡田尻駅。相去遙遠。通送艱苦。伏望

- 置三駅於薩摩郡樺野村。以息三民苦。許之」とあり、『延喜式』に樺野駅が記載されていることから樺野駅が新設されたことがわかる。
- (7) 博多湾周辺の条里に関しては筆者が昭和四二年度日本地理学会春季大会で「筑前国粕屋郡の条里と郡家および屯倉」の題目で、さらに昭和四五年度日本地理学会春季大会で「筑前国郡家の歴史地理学的研究」の題目で、それぞれ発表した際に触れておいた。ここでは結論のみが記してある点をご了承願いたい。
- (8) 同名が美濃国にあり、美濃国と同じように帰化人を中心として成立したものと思われる。また、郡域の設定にも類似した所があり興味もたれるが、条と里の数え進み方は異なる。詳細については水野時二(一九七二)『条里制の歴史地理学的研究』大明堂 七三五―七三八頁を参照されたい。
- (9) 足利健亮(一九七〇)「恭仁京の京極および和泉・近江の古道に間する若干の覚え書き」社会科学論集創刊号 三三―六十頁
 同(一九七二)「洛西ニュータウン地域の歴史地理学的調査」京都市都市開発局洛西開発室 八九―一〇〇頁
 岸俊男(一九七〇)「大和の古道」『日本古文化論叢』吉川弘文館 三七七―四一四頁
 同(一九七〇)「古道の歴史」『古代の日本5近畿』角川書店 九三―一〇七頁
 同(一九七〇)「難波―大和古道略考」小葉田孝教授 退官記念集 国史論集 八一―九二頁
- (10) 大和国における横大路が代表的であろう。栗太郡における東山道もその例の一つである。
- (11) 『平安遺文』第一巻 一六〇、一六一、一六二、一九四
- (12) 前掲(7)
- (13) 明和二乙酉春三月 石城府淡窩散人謹書
- (14) 那珂の小字に「群久」がある。
- (15) 鏡山猛(一九六八)『大宰府都城の研究』風間書房 一一五―一三〇頁
- (16) 水城周辺の空中写真が前掲(15)の一〇四―一〇八頁、図版にある。
- (17) 前掲(15)の付図一「大宰府周辺の地形と遺跡」のなかに水城周辺の条里地割が記入しており、水城がちょうど里界線上に
 なっているが、実際には二町不足していることを指摘しておきたい。

- (18) 『万葉集』巻四の五六七に「(前略)相送_シ 送_レ 駅使、共_ニ 到_リ 夷守_ノ 駅家、聊_シ 飲_シ 悲_シ 別、乃_レ 作_シ 此_ノ 詩」とあり、天平二年大宰師大伴旅人が病氣になったので、見舞いに来て京に帰る大伴稻公、同胡麻呂を大伴家持等が夷守の駅まで送って来て、送別の宴を行ったのであるが、このことから夷守駅は奈良時代の初期から存続していたことがわかる。また、大宰府からこの駅までは近いという意識が大宰府の官人であったのかもれない。
- (19) 『日本書紀』神代下(天孫降臨)条に「又於天安河。亦造_シ 打橋。」とあり、簡単にとりはずし、また掛ける橋に由来するのであろう。
- (20) 部に關係があると推測されるが、奈良時代の創建といわれる駕輿_ノ 丁麿寺がある。
- (21) 津波黒の小字に「郡町」がある。
- (22) 仲哀天皇が檀日宮でなくなったので、神功皇后がその靈を祭ったものといわれる。『延喜式』巻十八式部上条に凡諸神宮司。并檀日廟司。以_テ 三_ノ 六_ノ 年_ニ 為_シ 秩限。」とあり、一般の神とは別格で靈廟であったが、国の鎮めとして皇室の尊崇が厚く、中央からあるいは大宰府から官人がしばしば参拝したことは諸史料から明らかである。
- (23) 律令時代における御笠川の水運に関する史料はないが、江戸時代中期の史料として『博多津要録』巻十九寛延三庚午歲二月条に「一、此度依_テ 御仕組_ニ 二_三 笠郡_ニ 二_三 日市_ニ 宿より博多川端迄、川船通路致し申候様二、新川出来仕申候。(後略)」とある。
- (24) 『延喜式』巻十神祇十神名下条に「住吉神社三座_{並名}」とあり、阿曇・海部両氏の祖神を祀る。
- (25) 大宰府の外港である博多大津、外国人を接待する鴻鹽館に近いことから駅を設けたのであろう。博多大津は『延喜式』巻二六主税上条に「太宰府海路。自_テ 博多津_ニ 漕_シ 難波津_ニ 船賃。石別五束。挾抄六十束。水手卅束。自余准_ニ 播磨国。」とあることから、博多大津・大宰府間の往来も頻繁であったと推測される。
- (26) 『日本書紀』安閑天皇二年五月丙午朔甲寅条によれば、諸国に二六の屯倉が設けられたのである。そして、同年八月乙亥朔条に「詔置_シ 国国犬養部。」、同年九月甲辰朔丙午条に「詔_シ 桜井田部連。具_テ 犬養連。難波吉士等。主_シ 掌_シ 屯倉之税。」とあることから、屯倉と犬養部との關係が深いことは明らかであろう。なお、犬養部とミヤケとの關連については繁弘道(一九六五)「犬養氏および犬養部に関する研究」学習院史学第二号 一—二六頁に詳しい。
- (27) 『日本書紀』宣化天皇元年五月辛丑朔条に「(前略)造_シ 官家。那津口。(後略)」とある。

- (28) 鏡山猛氏は前掲(15)の付図のなかで、大宰府都城の南限である二二条から東西の里界線を考慮されているが、これは立明寺の小字「八ノ上」は八、十八、二八の各坪のいすれにも一致しない。大宰府の条坊が条里地割の区画をそのまま踏襲していることから、一条が条里の里界線を利用したとした場合、二二条の南二町に東西の里界線がくることになる。この場合、「八ノ上」は西北隅を一ノ坪、東北隅を三六ノ坪とする連続式の八ノ坪となるのである。第二図では「八ノ上」が本来の位置からずれていないとして里界線をあらわした。
- (29) 三並の小字「八並」に八並長者の伝説(同名の伝説が想定肥前国基肆郡家付近、筑前国上座郡家にある)があり、かつてこの地から礎石が出たことから、坪並の復原された条里の方六町域を夜須郡家とした場合、その南の方六町域内に隈崎駅があったのではないかと憶測される。
- (30) 『三代実録』貞觀元年正月甲申条に「(前略) 從五位下筑紫神並從四位下(後略)」、元慶三年六月丁卯条に「筑前國從四位下筑紫神。竈門神並從四位上」とある。
- (31) 前掲(15) 一二九—一三〇頁
- (32) 前掲(15) 一三〇頁
- (33) 小倉の小字に「高下」がある。その位置から郡家の転訛であろう。
- (34) 『日本紀略』弘仁三年三月辛未条に「大宰府言。肥前國司今月四日解稱。基肆團校尉貞弓等去二月九日解稱。新羅人一百十人駕三五艘船。著小近嶋。与土民相戰。即打殺九人。捕獲一百一人」とあることから、基肆團の存在していたことがわかる。その位置は園部の小字「鈴町」付近に想定したい。「鈴町」の北には鎮西隈の地名がある。
- (35) 松尾植作(一九五五) 『中原村の史話伝説』 中原村公民館 三八頁
- (36) 戸祭由美夫(一九七三) 「肥前の國府と条里」 『地形図に歴史を読む』第五集 大明堂 二二—二三頁 なお、ここに示された官道は『延喜式』記載の駅路とみるべきであろう。律令時代初期の頃の官道は駅ケ里を通っていたと推測され、官道の変遷が考えられる。式外社である金立神社(初見は『三代実録』貞觀二年二月己丑条)の一ノ鳥居跡(本殿はその北八〇メートル)が、図に示された官道に位置していたことは、官道を通る人達に金立神社の位置を示すために設けたのであろう。注目しておきたい。
- (37) 『類聚三代格』卷十八統領選士衛卒衛士仕丁事 天長三年十一月三日条の太政官符に「応磨兵士置。選士衛卒事(後略)」